

# 石切所小学校いじめ防止基本方針（R5. 7月改訂）

## I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるためにこの「石切所小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

### ■本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

## II いじめに対する基本的な考え方

### 1 「いじめ」の定義 【法第2条】

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

### 2 「いじめ」に対する基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを契機に始まる。いじめられた側及びいじめた側両方の児童並びにそれを取り巻く集団に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは、どのような学校・児童集団にも起こりうるものであり、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方と大きな関わりがある。
- (5) いじめは学校のみならず、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

## III いじめの未然防止のための取組

### 1 児童への指導

- (1) 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- (2) わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- (3) 思いやりの心や児童一人一人がかげがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時

間や学級指導の指導を通して育む。

- (4) 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つようさまざまな活動の中で指導する。
- (5) 見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

## 2 教職員の心構え

- (1) 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- (2) 児童が自己実現を図れるように、児童が生きる授業を日々行うことに努める。
- (3) 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- (4) 「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示す。
- (5) 児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚を持つように努める。
- (6) 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- (7) 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- (8) 問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

## 3 学校全体として

- (1) 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- (2) いじめに関するアンケート調査を実施し、個人面談を行うことにより、児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- (3) 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- (4) 校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- (5) 「いじめ問題」に関する児童会としての取組みを行う。
- (6) いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

## 4 保護者・地域に対して

- (1) 児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- (2) 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、石切所小学校区学校運営協議会、PTA 総会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

#### IV 「いじめ」の早期発見・早期対応

##### 1 早期発見にむけて

- (1) 児童の様子について、複数の教職員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。
- (2) 様子に変化が感じられる児童には、教職員は積極的に声かけを行い、児童に安心感を持たせる。
- (3) アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

##### 2 相談ができる

- (1) いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- (2) いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- (3) いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- (4) いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともに教育委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

##### 3 早期の解決を

- (1) 教職員が気付いた、あるいは児童や保護者の相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- (2) 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- (3) いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめめることをやめさせる。
- (4) いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることに気付かせるような指導を行う。
- (5) いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- (6) 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

##### 4 いじめの解消

- (1) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはすることはできない。
- (2) いじめが解消されている状態とは、①いじめに係る行為が止んでいること（3ヶ月を目安とする）②被害児童が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている必要がある。
- (3) 教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視する。
- (4) いじめが解消している状況に至っても、再発する可能性があることを踏まえ、被害児童・加害児童について日常的に注意深く観察していく。

## V いじめ防止等の対策のための組織

### 1 校内体制

- (1) 校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置付ける。構成は、校長、副校長、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、学団長とする。
- (2) 役割として、本校におけるいじめ防止等の取組みに関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- (3) いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- (4) 学校評価においては、年度毎の取組みについて、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組みの改善に生かす。

### 2 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- (1) いじめの事実を確認した場合の二戸市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に則して、二戸市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- (2) 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願う。
- (3) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、民生児童委員と積極的に連携を図り、加害者、被害者の心のケアを十分にとる。

## VI 重大事態への対処

### 1 重大事態とは【法第28条①】

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(例：児童が自殺を企画した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合)
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(相当の期間とはおおよそ30日間)

### 2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者(当該教育委員会)に報告する。
- (2) 児童からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したもものとして対処する。

### 3 重大事態の調査

#### ■学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ防止委員会」

が中心となり，全職員体制で速やかに行う。

(2) 調査の際には，重大事態の性質に応じて，適切な専門家を加えるとともに，いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り，調査の公平性・中立性を確保する。

(3) 調査においては，いじめの事実関係を可能な限り網羅し，明確にする。特に，客観的な事実関係を速やかに調査する。

(4) 調査結果を学校の設置者に報告する。

(5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し，調査によって明らかとなった事実関係について，経過報告を含め，適時・適切な方法により情報提供する。

※関係者の個人情報に配慮する

(6) いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで，保護者説明会等により，適時・適切にすべての保護者に説明するとともに，解決に向けて協力を依頼する。

(7) 「いじめ防止委員会」で再発防止策をまとめ，学校をあげて取り組む。

■ 学校の設置者（当該教育委員会）が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと，資料の提出など，調査に協力する。

**VII 具体的な取組の年間計画**

期	月	児童・保護者	児童会・委員会	教職員の研修
1 学 期	4月		児童会目標の設定 「笑顔いっぱい」の意味 1年生を迎える会	学校いじめ防止基本方針 についての確認（年度初 め）
	5月	保護者アンケート・分析 QU検査①・分析	あいさつ運動 児童総会	
	6月	生活アンケート①・分析 児童教育相談		QU活用研修（校内研）
	7月			生徒指導事例研 （夏期休業中）
2 学 期	8月		あいさつ運動	
	10月			いじめ対策研修（校内 研）
	12月	生活アンケート②・分析 児童教育相談		
3 学 期	1月		あいさつ運動	
	2月		6年生を送る会	いじめ対策についての総 括（年度末反省）